



「いこいーな」
©シンエイ/西東京市

やさしさとふれあいの西東京に暮らし まちを楽しむ



西東京

主な内容

- 粗大ごみのファクス申し込み開始…3
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請…3
- 高齢者への主な福祉施策…5
- 各種健診のご案内…6
- 道路交通法の一部改正…7

No.361

平成27年(2015)

7/1

市役所代表番号 ☎042-464-1311

発行/西東京市

編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 西東京市南町5-6-13

配布/シルバー人材センター ☎042-425-6611

詳細はホームページで [西東京市Web](#)

検索

市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

携帯電話から <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



夏だ!! あなたも一緒に エコライフ

◆環境保全課
(☎042-438-4042)

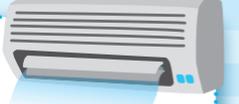
- 冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」にする
- 無駄な開閉や詰め込み過ぎをしない
- 熱い物は冷ましてから入れる



日中不要な照明は消す

12:00
昼

冷房の設定温度は
室温28℃を目安にする



日中の消費電力は、エアコンが半分以上を占めます。熱中症に注意して、無理のない範囲で節電しましょう。風を上向きにしたり、床にたまりがちな冷たい空気を循環させたりすると効果的です。

歯磨きの間に水を流しっぱなしにしない

炊飯器の
タイマー機能を
活用する

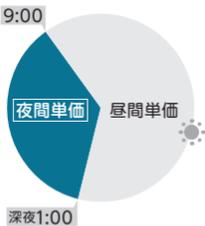
朝
6:00

エコ
ポイント
プラス

深夜電力を有効に
ライフスタイルに合わせた
電力プランも

電気料金メニューを活用すると、夜間などの電気を低価格で利用することもできます。

各家庭の生活に合ったメニューを活用して手軽に節約してみませんか。



直射日光を防ぐ

緑のカーテン・すだれなどで室内への熱の進入を減らすと、室温の上昇を抑えられます。

夕方、打ち水をする

夕
18:00

- こまめにシャワーを止める
 - 節水シャワーヘッドを活用する
- 水の勢いを損なうことなく節水・省エネができます。



夜

料理の手順を工夫して効率的に

- 煮物をするときには落としばたや圧力鍋を使用する
- グリルなどでメインと同時に付け合わせの野菜を並べて焼く
- たくさんのお皿を洗うときは食器洗い乾燥機を使う[※]

テレビ・パソコンは
省エネモードで使用する

電気製品の待機電力
消費を減らす



エネルギーを「見える化」する

よくできた点やあまりできなかった点など1日を振り返り、できていなかったことは、次の日には気を付けてみましょう。「消費電力計」や「省エネナビ」を使うと、エネルギー使用量や二酸化炭素の排出量が分かります。エコプラザ西東京で貸し出していますので、ぜひ活用してください。



省エネナビ

みなさんの

緑のカーテンご紹介

※昨年お寄せいただいた写真です。



我が家のゴーヤ君です。今年で3年目です。今年は絶好調で、葉っぱが大きくなりました。窓から見ていると、緑の葉っぱが風に揺れて、とても涼しげです。ゴーヤの実は、チャンプルとして食べたり、ゴーヤ茶を作っています。西東京にも緑のカーテンが増えますように。

濱田さん



高橋さん



緑のカーテンは5年目で、22本植えました。東面の窓を開けて風を入れ、朝日もこもれびの如く入り、心地良いです。

広瀬さん

噴水&ミストでクールに

西東京いこいの森公園の噴水とミストシャワーを稼働します。

□期間 7月1日(水)~10月12日(初)
午前10時30分~午後3時15分(45分ごとに15分休憩)

※休場日や雨天・気温により利用できない場合があります。

※稼働条件・時間など詳細は、市HPまたは、みどり公園課(保谷庁舎4階)・西東京いこいの森公園管理棟



で配布のチラシをご覧ください。

◆みどり公園課(☎042-438-4045)

太陽のエネルギーを有効に使って省エネ

太陽光で電気を作ったり、太陽熱を利用して給湯を行ったりします。

電気や熱を作っても二酸化炭素が発生しないクリーンなエネルギーです。



太陽光発電システム

募集

今年もご自宅で育成した緑のカーテンのご報告をお待ちしています。Eメールで写真(4MB以内の電子データ)を環境保全課(☐kankyou@city.nishitokyo.lg.jp)までお送りください。作品は、市HPなどで紹介します。



市 からの 連絡 帳

7月は、固定資産税・都市計画税 第2期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)

国勢調査員 まだまだ募集中

10月1日を基準日として実施される国勢調査の調査員を募集しています。
 特に、田無町・谷戸町・柳沢・富士町地域を担当する調査員が不足しています。
 皆様のご協力をお待ちしています。詳細は、お問い合わせください。
 ◆総務法規課 田(☎042-460-9810)



税・届け出 など

西東京市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 7月4日(土)・5日(日)午前9時~午後4時
場 市税…納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階) ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9824)

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っ

ていない方は、手続きしてください。時刻は2年間です。

◆出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産した時に支給されます。

出産育児一時金には、医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があります。これらの制度を利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで出産後の申請は原則不要となります。

ただし、直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方・直接支払制度などを利用しない方は、申請が必要です。
持 ①保険証 ②印鑑 ③世帯主名義の口座が確認できるもの ④直接支払制度合意文書 ⑤出産費用明細書

◆葬祭費

国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行った時に、喪主の方へ支給されます。

持 ①会葬礼状または葬儀の領収書など、喪主であることの確認ができるもの ②保険証 ③印鑑 ④喪主名義の口座が確認できるもの

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

国民年金保険料 免除・納付猶予の申請

平成27年度(平成27年7月~翌年6月分)の国民年金保険料免除・納付猶予申請受付を、7月1日(水)から開始します。

免除申請は、被保険者・配偶者および世帯主の前年所得(平成26年中所得)が一定の基準額以下の場合承認されます。承認期間は年金受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の計算額は承認区分や一部納付の月数に応じて計算されます。

また、30歳未満の方で、被保険者および配偶者の前年所得が一定の基準額以下の場合、若年者納付猶予が承認されます。承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には計算されません。

承認区分	承認後の支払金額(月額)	老齢年金の受給額に反映される割合
全額免除	0円	免除期間の2分の1
4分の3免除	3,900円	免除期間の8分の5
半額免除	7,800円	免除期間の4分の3
4分の1免除	11,690円	免除期間の8分の7
納付猶予	0円	反映されません

※申請は原則、毎年度必要です。
 ※一部免除は保険料を納付しないと未納になります。
 ※平成21年3月以前は年金受給額に反映される割合が異なります。

審査対象者が退職した場合、離職票または雇用保険受給資格者証を添付することにより、退職者の所得審査を省略することができます(平成25年12月31日以降の退職日のものが有効)。

免除・納付猶予された期間は、10年以内であれば、古い期間から順に任意で保険料を納めることができます(承認期間から3年度目以降は、当時の納付額に加算金が付きます)。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

持 年金手帳・印鑑・離職票または雇用保険受給資格者証(審査対象者の中で離職者がいる場合)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

「柔道整復療養費に関するアンケート調査」にご協力

市報5月1日号でご案内したとおり、国民健康保険証を使って接骨院・整骨院で施術を受けた方へ、7月以降に市から文書で施術内容などをアンケート調査する場合があります。施術を受けたときは、負傷原因・負傷部位・施術内容・施術年月日を記録し、領収書などを保管してください。アンケートが届いた方は、回答にご協力をお願いします。

◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

国民健康保険料納入通知書を送付

平成27年度国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主の方へ送付します。国民健康保険料は、皆さんが安心して医

療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

◆保険料の納め方

保険料は、7月から翌年2月まで8回に分けて納付をお願いしています。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合もあります。

□口座振替による納付

口座振替依頼書を納入通知書に同封して送付します。口座振替を希望する方は、預貯金通帳・通帳の届出印・納入通知書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きしてください。

□特別徴収による納付

次の①~③の全てに該当する方は、年金からの納付となります(特別徴収)。

- ①世帯主が国保の加入者
- ②国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

該当する方には、納入通知書でお知らせします。該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

◆納付が困難な場合はご相談

分割納付などの納付相談を行っています。お気軽にご相談ください。

◆非自発的失業者の方は保険料の軽減手続き

持 次の①~③の全てに該当する方

- ①平成21年3月31日以降に失業した方
- ②離職日時点で65歳未満の方
- ③ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
11、12、21、22、23、31、32、33、34

※詳細は、お問い合わせください。
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9822)

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

「国民健康保険高齢受給者証」

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□2割負担の方(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)

- ①同一世帯の70~74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいない世帯
- ②本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の方
- ③住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる世帯で、国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない世帯
(1)世帯に70~74歳の国保被保険者が1人…383万円未満
(2)世帯に70~74歳の国保被保険者が2

人以上…合計が520万円未満

(3)世帯に70~74歳の国保被保険者が1人で、被保険者本人の収入が383万円以上であっても、世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

□3割負担の方(現役並み所得者)

- 次の①・②ともに該当する場合
- ①同一世帯の70~74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる世帯
- ②70~74歳の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の世帯

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により、2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)となります。※該当すると思われる方には、6月下旬に申請書を送付していますので、必ず申請してください。

◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

被保険者証が有効期限内でも、一部負担金の割合が変わる方へは7月中旬に新しい被保険者証を簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□1割負担の方

- ①本人および同じ世帯にいる被保険者の住民税課税所得(課税標準額)がいずれも145万円未満の方
- ②本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下の方
- ③住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で、被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方 ※基準収入額適用申請が必要
(1)世帯に被保険者が1人…383万円未満
(2)世帯に被保険者が2人以上…合計が

520万円未満

(3)被保険者と同じ世帯に70~74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の合計が520万円未満

□3割負担の方(現役並み所得者)

住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で、世帯に被保険者の方が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上
 ※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により1割負担となります。※該当すると思われる方には、6月下旬に申請書を送付していますので、必ず申請してください。

※東京都後期高齢者医療広域連合では、東京いきいきネットHP <http://www.tokyo-ikiiki.net>で情報提供を行っています。

◆保険年金課 田(☎042-460-9823)



子育て

子育て世帯臨時特例給付金の申請

市内在住の公務員の方で6月分の児童手当を受給している方は、勤務先から受給証明を受けた後、申請書や口座確認などの必要書類を同封のうえ、子育て支援課(田無庁舎1階)に申請してください(郵送可)。

□申請期限 10月30日(金)(消印有効)

◆子育て支援課 田無

(☎042-460-9840)

福祉

介護保険料納入通知書を送付

65歳以上の方(第1号被保険者)の平成27年度介護保険料納入通知書を7月15日(水)に発送します。この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、必要な方は大切に保管しておいてください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。介護保険は高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。介護が必要になった時に安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。

◆年金から納付している方へ

介護保険料納入通知書を明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。

◆納付書が届いた方へ

納付書は、コンビニエンスストアでの納付およびペイジーによる納付が可能です。また、口座振替依頼書を同封してい

ますので、ご希望の方は必要事項を明記し、届け出印を押印のうえ、市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みください。なお、郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みの際は、預金通帳が必要となります。詳細は、納付書に同封のご案内をご確認ください。

※10月以降、年金から介護保険料を納付していただく方へは、口座振替依頼書を同封していません。

◆高齢者支援課 田無

(☎042-438-4031)

介護保険負担限度額認定証の更新

平成26年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日(金)です。

8月以降も引き続き認定継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。平成26年度に認定されている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を明記し、8月28日(金)までに手続きしてください。

※介護保険の制度改正により、認定要件・必要書類が大幅に変更されていますのでご注意ください。

◆高齢者支援課 田無

(☎042-438-4030)

くらし

粗大ごみのファクス申し込みを開始

7月1日(水)から粗大ごみの申し込みがファクスで行えます。

◆ファクス申し込みから収集までの流れ

申込者
ファクスで粗大ごみ受付センターへ粗大ごみ収集申し込み

粗大ごみ受付センター
受領・収集日などを申込者にファクスで返送

申込者
粗大ごみ処理シール券の購入。収集当日午前8時30分までに、粗大ごみに粗大ごみシール券を貼付して外に出す。

委託収集業者
収集

申込用紙は、各公共施設で配布しており、市HPからもダウンロードできます。申込用紙が入手できない場合は、A4用紙に申込年月日・住所(集合住宅の場合は必ずアパート・マンション名を記入)・氏名(ふりがな)・電話番号・ファクス番号・粗大ごみの詳細(品目・個数・サイズ・高さ・横幅・奥行き・材質:自転車の場合はインチ)を明記し、ファクスで田無粗大ごみ受付センター(☎042-421-5411・FAX042-421-5415)へ

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。

時・場 7月11日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無庁舎1階

※1人40分程度

対①市内にある地上2階建て以下の木造戸建て住宅で、自ら所有し居住している住宅

②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定 8人(申込順)

申 3日前までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会に所属する相談員

◆都市計画課 田無(☎042-438-4051)

募集

生活福祉課嘱託員(8月採用)

□職種・人数 被保護高齢者支援員・1人

□試験日・選考方法 7月11日(土)・面接

□募集案内 7月7日(火)まで、生活福祉課(両庁舎1階)で配布

※市HPからもダウンロード可

□申込期限 7月7日(火)午後5時

※受験資格・仕事内容など詳細は、募集案内をご覧ください。

◆生活福祉課 田無(☎042-438-4025)

市民スポーツまつり実行委員

10月12日(祝)に開催する市民スポーツまつりに向けて、実行委員会を立ち上げます。運営にご協力いただける方は、会議にご参加ください。

□第1回会議

時 7月10日(金)午後6時30分

場 田無庁舎5階

対 市内在住・在勤・在学の高校生以上

問 NPO法人西東京市体育協会(☎042-425-7055)

◆スポーツ振興課 田無(☎042-438-4081)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当する方で、まだ申請していない方は、子育て支援課で申請手続きをしてください。

◆児童扶養手当

対 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある場合は20歳未満)の次のいずれかの状態にある児童を養育する父または母もしくは養育者(公的年金の受給額により受給可能な場合あり)

①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡または生死不明の児童 ③父または母に重度の障害がある児童 ④婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)など

※詳細は、お問い合わせください。

※平成15年4月1日現在、支給要件に該当してから5年を経過している方は、時効により手当の請求をすることができません(父子家庭を除く)。

□支給制限 次の状態にある場合は該当しません。

①児童が父または母の死亡による遺族年金などの受給額が手当額を上回る ②児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設などに入所している ③児童が請求者以外の父または母と生計を同じくしている ④児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者(※)を含む)と生計を同じくしている ⑤請求者または児童が日本に住所を有しない

※事実上の配偶者とは、異性の住民票が同居所にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含みます。

□支給金額(月額)

全部支給…4万2,000円

一部支給…4万1,990円～9,910円(所得に応じて10円刻み)

第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円加算

◆特別児童扶養手当

対 20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢の4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害、精神障害、発達障害)のある児童を養育している父または母

※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。※児童が施設入所している場合や、児童の障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができる場合は支給されません。

□支給金額(月額)

1級…5万1,100円、2級…3万4,030円

◆各手当共通

□手当の支給・所得制限

申請のあった翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・12月)4カ月分ごとの支払いとなります。受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限(別表参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給していると資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただくこととなります。また、受給資格がないにもかかわらず、偽りや不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処することがあります。

◆子育て支援課 田無(☎042-460-9840)

■別表1 平成27年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額

(平成26年中の所得・平成27年8月～翌年7月分手当に適用)

所得から控除できる額は「別表2」をご覧ください。 単位:円

扶養親族の数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	※本人		孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者
0人	19万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	57万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	95万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	133万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人増すごとに加算38万			1人増すごとに加算21万3,000	
1人につき加算	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族15万		老人扶養6万(老人扶養のみは2人目から)	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族25万	老人扶養6万(老人扶養のみは2人目から)
	老人扶養10万			老人扶養10万	

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表2

単位:円

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当(本人・配偶者など共通)
	受給者(父または母)	受給者(養育者・孤児などの養育者)・配偶者・扶養義務者	
社会保険料相当額	8万	8万	8万
障害・勤労学生控除	27万	27万	27万
特別障害者控除	40万	40万	40万
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
寡婦特別加算控除	0	8万	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

※配偶者は寡婦(夫)控除なし



事業者

市の指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を募集

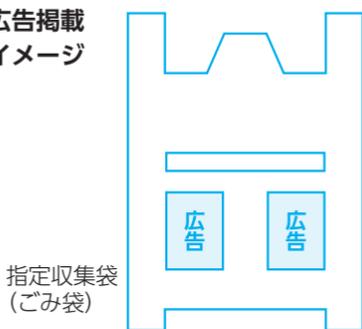
家庭ごみの排出に使用する指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を企業や事業者の方から募集します。

この広告掲載事業は、市の財源確保と地域の産業振興を目的としています。

募集内容

Table with 2 columns: 掲載対象, 掲載位置, 掲載枠および掲載料, 掲載枚数, 掲載時期

広告掲載イメージ



7月1日(水)～16日(木)に、①広告掲載申込書 ②会社概要など会社の業種が分

かる書類 ③広告案を、下記へ持参(エコプラザ西東京)

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆ごみ減量推進課 (☎042-438-4043)

お詫びと訂正

市報6月15日号の2面「幼稚園児などの保護者への補助金」の記事において、添付書類のうち「転入した方」の項目に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。

(誤)平成26年度課税証明書

(正)平成27年度課税証明書

※既に平成26年度課税証明書を取得された方は、子育て支援課(☎042-460-9841)までご連絡ください。



市民の皆さんの意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。

◆総務法規課(☎042-460-9810)

事案名 (仮称) 西東京市特定個人情報保護条例などの概要について

Table with 2 columns: 策定趣旨, 閲覧方法, 対象, 提出期間, 提出方法, 検討結果の公表

※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。※ご意見には個別に回答しません。

傍聴 審議会など

■ひばりが丘中学校建替協議会

時 7月10日(金)午前10時

場 防災センター

内・定 基本平面案ほか・10人

◆教育企画課(☎042-438-4070)

■文化財保護審議会

時 7月10日(金)午前10時～正午

場 保谷庁舎3階

内・定 西東京市の文化財保護・5人

◆社会教育課(☎042-438-4079)

■社会教育委員の会議

時 7月13日(月)午後2時～4時

場 保谷庁舎3階

内・定 今後の活動・5人

◆社会教育課(☎042-438-4079)

■保健福祉審議会

時 7月14日(火)午後7時

場 保谷庁舎別棟

内・定 保健福祉施策に関する報告事項ほか・5人

◆生活福祉課(☎042-438-4024)

■子ども子育て審議会

時 7月15日(水)午前9時15分～11時15分

場 イングビル

内・定 利用者負担ほか・8人

◆子育て支援課(☎042-460-9841)

■子ども読書活動推進計画策定懇談会

時 7月15日(水)午後2時～4時

場 イングビル

内・定 子ども読書活動推進計画策定事業・5人

◆中央図書館(☎042-465-0823)

■図書館協議会

時 7月16日(木)午後3時～5時

場 田無公民館

内・定 平成26年度事業評価ほか・5人

◆中央図書館(☎042-465-0823)

難病医療費助成制度の対象疾病が拡大

1月1日から始まった新たな難病医療費助成制度の対象疾病について、7月1日(水)から196疾病が追加され、全体で306疾病となりました。制度の内容や申請に必要な書類など詳細は、☎へお問い合わせください。

☎ 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課(☎03-5320-4004)

◆障害福祉課(☎042-438-4035)

7月1日から追加となる疾病一覧(196疾病)

Table listing 196 diseases in two columns, categorized by letter (A to S).

Table listing diseases in two columns, categorized by letter (シ to ノ).

Table listing diseases in two columns, categorized by letter (ノ to ロ).



いつまでも
安心して暮らせる
まちに

高齢者への主な福祉施策

高齢者に対し、介護保険事業のほか次のようなサービス・助成を行っています。
訪問調査のうえサービスの提供を決定する事業もありますので、詳細はお問い合わせください。

◆高齢者支援課
(☎042-438-4028)
(※は☎042-438-4029へ
お問い合わせください)

サービス	対象・内容
高齢者福祉 手技治療割引券支給	対 65歳以上の方 内 はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧料金割引券(1回1,000円)を月1枚支給 ※自己負担：施術料金から1,000円を差し引いた額
高齢者配食	対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯で、配食が必要と認められる方(日中、65歳以上の方のみで生活している場合も含む) 内 昼食を週6回(月～土曜日)、希望する曜日に配食 ※自己負担：1食当たり411円
認知症及び ねたきり高齢者等 紙おむつ給付	対 40歳以上で①寝たきり、またはそれに準じる状態または②認知症により重度の介護が必要な状態で、①・②いずれも常時おむつを使用している方 内 自宅に紙おむつ(種類により枚数制限あり)を配達 ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く) ※紙おむつ助成金を申請し、助成対象となった月は対象外
高齢者等紙おむつ 助成金交付	対 40歳以上の介護保険認定で要介護1以上の認定を受け、紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている方 ※生活保護受給者は対象外 内 月額4,500円を上限に助成 ※紙おむつ給付のサービスを受けた月は対象外
ねたきり高齢者 理・美容券交付	対 65歳以上の寝たきりの方またはそれに準じる方 内 理・美容師の訪問により、調髪・顔剃りまたはカット・シャンプーを受けられるサービス券を、年4枚まで交付 ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く)
ねたきり高齢者等 寝具乾燥	対 65歳以上の寝たきりの方またはそれに準じる方 内 月1回、寝具乾燥サービス車が家庭を訪問 ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者緊急通報・ 火災安全システム設置	対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯で、慢性疾患などがあり常時注意を必要とする方。世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象(医師の意見書必要) 内 緊急通報システム・火災安全システムを通して緊急事態を受信センターに通報できます。 ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者住宅用 防災機器給付	対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯で、認知症など心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要と認められる方 内 火災警報器・自動消火装置・ガス安全システムまたは電磁調理器のうち、必要と認められる機器を給付(設置) ※自己負担：設置費用の1割相当分 ※壁の材質により設置できない場合あり
認知症高齢者 徘徊位置探索	対 65歳以上の介護保険認定で要支援・要介護の認定を受け、認知症により徘徊行動の著しい方 内 徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立てるため、介護者に位置情報専用探索器を貸与 ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者入浴サービス	対 65歳以上の介護保険認定で要介護3以上の認定を受け、介護保険の通所介護または訪問による入浴が困難な方 内 通所による入浴(週1回 [※]) ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者福祉電話貸与・ 電話料助成	対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方のみの固定電話回線が設置していない住民税非課税世帯で、近隣に親族が居住しておらず、かつ世帯員全員が携帯電話を所持していない方 内 安否の確認、孤独感の解消などのために電話の貸与および通話料の一部助成 助成内容：回線使用料・屋内配線使用料・電話機使用料・通話料(上限月600円)・消費税 ※自己負担：通話料で、月600円を超えた分 [※] ※新規申請は9月30日 [※] まで
自立支援 ホームヘルプ	対 65歳以上の介護保険認定で自立(非該当)となった方でサービスが必要と認められる方 内 見守りおよび家事援助 [※] (原則、週1回・1回1時間) ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者等外出支援	対 介護保険認定で要支援・要介護の認定を受け、一般の公共交通機関や手段では外出が困難な方 内 介助員を配置したリフト付きの福祉車両などを用いた外出支援(利用者の居宅を中心とした半径30kmの範囲内) ※自己負担：実車料金(メーター料金)・有料道路料金・駐車料金(所得に応じた減額措置あり)
高齢者緊急短期入所 ※	対 ①おおむね65歳以上で、虐待・放置などにより緊急に施設入所などによる保護を必要とする方 ②介護者の病気・けがなどの緊急事態により適切な介護を受けることができなくなったため、施設入所による保護が必要と認められた方 内 施設の緊急ベッドを確保 ※自己負担あり

高齢福祉サービス

サービス	対象・内容
高齢者日常生活 用具等給付	対 65歳以上の次の介護認定を受け、用具などの給付が必要と認められる方 内 介護保険対象外の用具や日常生活に必要な歩行支援用具などの給付 ①自立(非該当)、要支援・要介護の認定を受けた方：難燃性寝具・洗髪器・空気清浄機 ②自立(非該当)の認定を受けた方：歩行補助杖・入浴補助用具・スロープ・歩行者・手すり ※給付限度額あり ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者入浴券支給	対 65歳以上の一人暮らしまたは70歳以上の方のみの世帯(風呂のない世帯のみ)。身体的な理由で自宅の風呂を使用できない場合はお問い合わせください 内 市内の公衆浴場の入浴券を月1人10枚を上限に支給
自立支援住宅 改修費給付	対 65歳以上の介護保険認定で自立(非該当)となった方で、サービスが必要と認められる方 内 転倒防止などのための、手すりの取り付けや段差解消 [※] ※改修の種類：手すりの取り付け・床段差の解消・滑りの防止・移動円滑化のための床材の変更・引き戸などへの扉の取り替え・洋式便器などへの便器の取り替え・そのほか各工事に伴う必要な工事 ※助成限度額あり ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く) ※承認前の工事は給付対象外
高齢者住宅 改修費給付	対 65歳以上の介護保険認定で要支援・要介護の認定を受け、サービスが必要と認められる方 内 介護保険対象外で、必要と認められる住宅改修の費用の助成 ※改修の種類：①浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事(ユニットバス・システムバスは、要相談) ②流し・洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事 ※助成限度額あり ※自己負担：1割(生活保護世帯などを除く) ※承認前の工事は給付対象外
高齢者家具等 転倒防止器具取付け	対 65歳以上の方のみの世帯で、過去に市の事業で家具等転倒防止器具の給付および取り付けをしていない世帯 ※取り付け器具は市指定のもの ※取り付け器具の数に上限あり ※器具によってはネジで固定するため、壁や家具に穴が開きます。
車いすの貸し出し	対 一時的に車いすを必要とする方(介護保険サービスで貸与を受けられる方、施設に入所または病院に入院している方などは対象外) 内 1カ月を上限に貸与
敬老金の贈呈	対 88歳・100歳の方 内 9月に敬老金(88歳の方：1万円、100歳の方：5万円)を贈呈
家族介護慰労金	対 次の要件を全て満たしている市内の65歳以上の方を過去1年以上介護し、過去1年以上市民税非課税世帯に属する同居の家族介護者 ①過去1年以上、市民税非課税世帯で要介護4または5で介護保険サービス無受給(年間7日間までのショートステイを除く) ②過去1年間に90日以上長期入院をしていない 内 慰労金を支給
介護職員初任者 研修事業	対 市内在住・在勤で、既に介護職員として働いている方・働くことが決まっている方・働くことを希望する方 内 介護職員初任者研修を開催 ※自己負担あり
在宅介護講習会	対 要介護者のいる家庭の介護者 [※] 内 介護に必要な知識や技術の習得を目的として開催
介護予防事業 (閉じこもり予防事業) ※	対 65歳以上の介護保険認定で要支援・要介護の認定を受けていない方 内 通所による閉じこもり予防のためのサービスを提供 ※自己負担あり
高齢者いきいき ミニデイ ※	対 おおむね65歳以上で、一人暮らしや虚弱などのため、閉じこもりがちな方 内 孤独感の解消や社会とのつながりを深めることを目的に、自主的なボランティア活動で生きがいの場を提供している個人・団体を紹介 ※ミニデイ協力員として活動する個人・団体には、活動費を一部助成

補装具・日常生活用具など

介護・日常生活の援助など



健康ひろば



記入例

【はがき宛先】
〒202-8555市役所健康課
各担当宛て

※返信用には、住所・氏名を記入

往復はがき・Eメール

「離乳食講習会」申し込み

- ①希望日
- ②住所
- ③保護者氏名
- ④子どもの氏名(ふりがな)
- ⑤子どもの生年月日
- ⑥第〇子
- ⑦電話番号

一般

事業名	日時/場所	対象/定員	申込方法など
◆健康課 保(電 042-438-4037)			
栄養相談 【管理栄養士による相談】	8月3日(月)午後1時~4時/ 保谷保健福祉総合センター	市内在住の方/各日5人(申込順)	7月30日(木)までに電話予約
	8月5日(水)午前9時~正午/ 田無総合福祉センター		7月31日(金)までに電話予約
ボディケア講座~ひざ痛予防~ 【理学療法士による、ひざ痛予防に関する話と自宅でできる体操】	7月16日(休)午前10時~11時/ 保谷保健福祉総合センター	市内在住の方/15人(申込順)	前日までに電話予約
西東京しゃきしゃき体操パート2講座 【下肢の筋力・バランス能力の向上に効果がある健康体操】 ※初めての方にお勧めです。	7月14日(火)午前10時~11時30分/ 保谷保健福祉総合センター	市内在住で立位がとれる方/ 各日20人(申込順)	前日までに電話予約 ※10人以上で出張講座も実施します(月~ 金曜日の午前9時~午後5時、会場はご準備ください)。
	7月24日(金)午前10時~11時30分/ 田無総合福祉センター		
からだとの健康相談 【保健師による面接相談】	7月13日(月)午後1時30分~3時30分/ 保谷保健福祉総合センター	市内在住の方/2人(申込順)	7月9日(木)までに電話予約

子ども

事業名	日時/場所	対象/定員	申込方法など
◆健康課 保(電 042-438-4037)			
離乳食講習会 【離乳食のすすめ方、デモンストレーション、試食、歯科の話】	8月28日(金)午後1時15分から2時間程度/ 田無総合福祉センター	市内在住の6~8カ月の乳児と保護者(第1子優先)/25組(申込順)	往復はがき、またはEメール(記入例参照) ✉fami-boshi@city.nishitokyo.lg.jp 申込期間(消印有効):7月13日(月)~24日(金)
◆教育支援課 保(電 042-438-4074)			
ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談 【言語訓練士による相談】	7月27日(月)午後1時30分~5時/ 教育支援課(保谷庁舎4階)	1人15分程度/5~12歳ぐらい/ 10人(申込順)	7月1日(水)午前9時~24日(金)に電話予約

今年も受けよう! 各種健診のご案内

自覚症状がなくても、年に1回の健診で健康状態の確認をしましょう
※年齢は平成28年3月31日時点です。◆健康課 保(電 042-438-4021)

18~39歳の方

子ども連れもOK!

若年健康診査 (要申込)

日程	場所
9月25日(金)・26日(土)・28日(月)	保谷保健福祉総合センター
9月30日(水)、10月1日(木)・3日(土)	田無総合福祉センター

対 市内在住の昭和51年4月1日~平成10年3月31日生まれの方で、ほかに健診を受ける機会のない方(健康保険の種類は不問)

定 各日300人

申 8月14日(金)(消印有効)までに、次のいずれかの方法

- ①市HPから
- ②携帯電話・スマートフォンで下記のQRコードから
- ③はがきに、件名「一般健康診査(18~39歳)」・住所・氏名・性別・生年月日・



電話番号・健診希望日を明記し、〒202-8555市役所健康課へ

④窓口(保谷保健福祉総合センター4階健康課・田無庁舎2階保険年金課)

□受診方法 申込者に受診券を送付します(9月初旬)。受診券に指定された日時・会場で受診してください。

※各日の定員を超えた場合は、希望日以外の日程でご案内する場合があります。

※20・25・30・35歳の女性でご希望の方は、骨密度を測定します。

40歳以上の方

□健診期間 7月1日(水)~12月19日(土) (申込不要)

受診券は次のとおり送付します。

誕生月	送付時期
4~9月	6月下旬
10~3月	8月初旬

西東京市国民健康保険に加入の方(40~74歳)

□受診方法 対象者に受診券を送付します。市内指定医療機関で個別受診または保谷保健福祉総合センター・田無総合福祉センターで集団健診の選択ができます。詳細は送付する健診の案内をご覧ください。

西東京市後期高齢者医療保険に加入の方

□受診方法 対象者に受診券を送付します。市内指定医療機関で受診してください。詳細は送付する健診の案内をご覧ください。

4月2日以降に保険の種類が変わった方(要申込)

対 平成28年3月31日時点で40歳以上の下記①または②の方で、ほかに健診を受ける機会のない方

①4月2日以降に保険の種類が変わった方・転入した方

②生活保護または中国残留孤児などの支援受給の方

□申込期限 12月11日(金)(消印有効)

□申込方法 次のいずれかの方法で

①窓口(保谷保健福祉総合センター4階健康課・田無庁舎2階保険年金課)

②はがきに、件名「一般健康診査(その他)」・住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・申請理由(保険変更・転入など)

※保険変更の場合は資格取得日も記入を明記し、〒202-8555市役所健康課へ

40~74歳の西東京市国民健康保険以外の医療保険に加入している方へ

特定健康診査は、加入している医療保険者(健保組合・共済組合・協会けんぽ・国保組合など)が実施しています。受診方法は、健康保険被保険者証に記載の保険者へお問い合わせください。受診券の契約取りまとめ機関名に「集

電話相談

医療相談(西東京市医師会) ※専門の医師が相談に応じます。	
火曜日 午後1時30分~2時30分	☎042-438-1100
7月7日 眼科	14日 循環器内科
21日 整形外科	28日 一般内科
歯科相談(西東京市歯科医師会)	
金曜日 午後0時30分~1時30分	☎042-466-2033
7月3日・10日・17日・24日・31日	

休日診療

※健康保険証、診察代をお持ちください。

医科(受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえお出掛けください)

診療時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後5時	午前10時~正午 午後1時~4時 午後5時~9時
5日	保谷厚生病院 栄町1-17-18 ☎042-424-6640	やまぐち内科眼科クリニック 田無町7-16-30 ※内科診療のみ ☎042-462-7578	休日診療所 中町1-1-5 ☎042-424-3331 ※歯科診療は行っていません。 ※受付時間は、各診療終了時間の30分前まで
12日	西東京中央総合病院 芝久保町2-4-19 ※小児科は午後5時まで ☎042-464-1511	吉川小児科医院 泉町3-1-6 ☎042-421-5253	

歯科(受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください)

受付時間	午前10時~午後4時	
5日	山口歯科医院 ひばりが丘1-5-12 ☎042-421-4029	12日 竹中歯科医院 南町3-1-2 ☎042-461-0519



お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

7月の薬湯 ～桃の薬湯～

あせも・虫刺され・ニキビ・吹き出物に効果があるといわれています。
時 7月5日(日)
場 庚申湯・松の湯・みどり湯・ゆパウザ
 ※小学生以下は入浴無料(保護者同伴)
問 西東京市公衆浴協会
 (庚申湯 ☎042-465-0261)

ITセミナー 事業に役立つイラストレーターの使い方(基礎編)

チラシやウェブサイト制作に必須のイラストレーターで、直線や曲線を用いた図形の描画方法を学び、簡単なロゴを作成します。
時 8月6日(木)①午前10時～午後1時 ②午後2時～5時 ※①②共通
場 イングビル
定 各20人(申込順)
料 2,000円(テキスト代)
 ※当センターでは「特別相談」「創業資金融資あっせん制度事前診断」も実施。詳細は、お問い合わせください。
問 西東京創業支援・経営革新相談センター(☎042-461-6611)

海の家をご利用ください! 海まで徒歩1分!

千葉県勝浦市部原海岸に「海の家」を開設します。
◆民宿「こいつか荘」
 (☎0470-73-1639)
場 勝浦市部原1133(JR外房線勝浦駅下車)
□宿泊室 6畳3室
□開設期間 7月1日(水)～8月31日(月)

対 市内在住の方
料 6,000円(1泊2食付)
 ※3歳未満は無料(寝具・食事なし)
 ※市発行の友好都市契約保養施設利用券が使用できます。
申 ①電話でサービスセンターへ予約 ②予約後、サービスセンター(保谷庁舎2階)に来所のうえ「利用申込書」を提出し代金を支払う
□利用の取り消し 利用日の7日前まで ※それ以降は利用料金を返還しません。
問 西東京市勤労者福祉サービスセンター(☎042-464-1311内線2897・2898)

西東京市社会福祉協議会 臨時職員募集

□職種・人数 生活支援員・1人
□内容 認知症などにより判断能力が低下した方に、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理などの支援を行う ※自転車での移動がある業務です。
□資格 心身ともに健康な方。社会福祉士、介護支援専門員などの有資格者が望ましい
□勤務時間 平日午前8時30分～午後5時 ※応相談
□報酬 時給1,010円
□選考方法 書類審査・面接
申 7月8日(水)午後5時までに、履歴書を問へ持参 ※履歴書は返却不可
問 西東京市社会福祉協議会(保谷東分庁舎・☎042-438-3776)

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料や受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。高校・大学などへ入学した場合は、申請により返済が免除されます。

□学習塾など受講料貸付限度額
 中学3年生・高校3年生…20万円
□受験料貸付限度額
 中学3年生…2万7,400円
 高校3年生…10万5,000円
対 市内在住世帯の生計の中心者
 ※課税所得や預貯金などの申込要件あり
申・問 西東京市社会福祉協議会(保谷東分庁舎・☎042-422-2010)

「東大農場・演習林」子どもサマースクール 夏の田んぼと林を探検しよう

東大農場内の水田のイネや水生生物、演習林の動植物を観察しましょう。
時 8月4日(火)午前9時20分～午後4時
場 旧東大農場(緑町1-1-1)
対・定 小学3～5年生・20人
 ※保護者は1人のみ参加可
料 1,000円(参加者1人当たり)
申 7月20日(水)必着までに、問のHPまたははがきで、件名「東大農場・演習林子どもサマースクール申し込み」・住所・氏名・学年・電話番号(保護者も参加の場合は保護者氏名・続き柄・年齢)を明記し問へ
 ※申込多数の場合は抽選。当選者へ参加券を送付
 ※詳細は、問のHPをご覧ください。
□主催 東大農場・演習林子どもサマースクール実行委員会、東京大学生態調和農学機構、多摩六都科学館
問 多摩六都科学館(〒188-0014芝久保町5-10-64・☎042-469-6100)

野菜の収穫体験・スイカ割りなど

時 7月18日(土)午前9時～午後2時(受付:午前8時30分から) ※雨天中止
場 集合: 碧山小学校 ※駐車場なし

対 市内在住の小学生と保護者
定 30組(申込順)
持 昼食・飲み物・筆記用具・はさみ・帽子・軍手・袋
申 7月13日(月)までに、電話で問へ
問 JA東京みらい保谷支店指導経済課(☎042-421-6479)

清掃工場夏休み子ども見学会

夏休みの自由研究や思い出づくりに、友人や家族と清掃工場を見学しませんか。
時 7月29日(火)午前10時
場 集合: 柳泉園組合
対・定 子どもと保護者・40人(申込順)
 ※未就学児は保護者同伴
申 7月22日(水)必着までに、はがき・ファクス・Eメールでイベント名・住所・氏名・年齢(学年)・電話番号を明記し問へ
 ※詳細は、問のHPをご覧ください。
問 柳泉園組合(〒203-0043東久留米市下里4-3-10・☎042-470-1545・FAX042-470-1559・✉soumuka@ryusen.or.jp)

サマーコンサート

プロの歌手とピアニストによる演奏会です。
時 7月10日(金)午後6時30分(6時開場)
場 山田病院(南町3-4-10)
問 西東京市地域活動支援センターハーモニー(☎042-452-2773)

夏の陶芸教室

葉っぱを使ってお皿を作りましょう。
時 7月30日(木)午後1時～3時10分
場 どんご作業所手作り山(泉町2-2-20サンハイツ1階)
料 2,000円(土・焼成代など)
申 電話で問へ
問 どんご作業所(☎042-461-8364)

無料市民相談

場所	日時
市民相談室 田・保	月～金曜日 午前8時30分～午後5時

■専門相談(予約制)
□予約開始 7月3日(金)午前8時30分(★印は、6月17日から受付中)
□予約方法 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話 ※予約開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。
問 田無庁舎2階市民相談室 田(☎042-460-9805) 保谷庁舎1階市民相談室 保(☎042-438-4000)

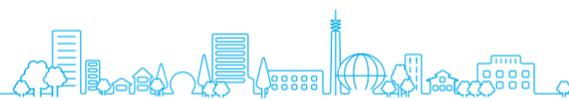
内容	場所	日時
法律相談	田	7月9日(木)・16日(木)・17日(金)午前9時～正午
	保	7月14日(火)・15日(水)・21日(火)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	田	8月6日(木)
	保	7月23日(木)
税務相談	田	7月10日(金)
	保	7月17日(金)
不動産相談	田	7月16日(木)
	保	★7月9日(木)
登記相談	田	★7月9日(木)
	保	★7月16日(木)
表示登記相談	田	★7月9日(木)
	保	★7月16日(木)
交通事故相談	田	★7月8日(水)
	保	7月22日(水)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	保	★7月13日(月)
行政相談	保	★7月2日(木)
相続・遺言・成年後見等 手続相談	田	8月5日(水)

第65回 社会を明るくする運動 7月は強調月間

この運動は法務省が主唱し、全国民が犯罪防止と罪を犯した人や非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
 西東京市社会を明るくする運動実施委員会は、安心安全なまちづくりのために「あいさつ運動」を実施します。ご理解とご協力をお願いします。
時 7月13日(月)～17日(金)
場 市立小・中学校
◆生活福祉課 保(☎042-438-4024)

道路交通法の一部改正

6月1日から、道路交通法の一部改正により、危険な違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の自転車運転者に対する安全講習の受講を義務化する制度が施行されました。
□安全講習の受講対象となる危険行為
 ●信号無視
 ●遮断踏切への立ち入り
 ●指定場所一時不停止など
 ●歩道通行時の通行方法違反
 ●ブレーキ不良自転車運転
 ●酒酔い運転
 ●通行禁止違反
 ●交差点安全進行義務違反など
 ●歩行者用道路における徐行義務違反
 ●交差点優先車妨害など
 ●通行区分禁止違反
 ●環状交差点安全進行義務違反など
 ●路側帯通行時の歩行者の通行妨害
 ●安全運転義務違反
□受講までの流れ
 危険行為を繰り返す(3年以内に2回以上) → 講習の受講命令 → 講習の受講(3時間) ※講習料5,700円(標準額)
 ※受講命令に違反した場合、5万円以下の罰金
問 田無警察署(☎042-467-0110) ◆道路管理課 保(☎042-438-4055)



キッズルーム

子育て世代向け情報
※市からの連絡帳コーナーも
ご覧ください。

西東京市観光振興事業 小学5・6年生対象 西東京市PR映像制作体験キッズセミナー

市では、観光振興事業の一環として、市の魅力を発信する映像制作を行います。その映像制作の過程の一部を体験するキッズセミナーを、CM制作などで有名な映像クリエイターを講師に迎え開催します。

対 市内在住の小学5・6年生
定 10人(申込多数の場合は抽選)
申 7月13日(月)までに申込専用HP <https://www.myjcom.jp/user/event-tokyo/kids.html>
◆産業振興課 係(☎042-438-4041)

時・場・内 別表参照

日時	場所	内容
7月27日(月)午後1時30分～4時(予定)	保谷庁舎別棟	オリエンテーション
7月28日(火)午前10時～午後5時(予定)	市内撮影現場(3カ所程度)	撮影体験

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員に登録希望の方は出席してください。

持 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚・印鑑・82円切手1枚(会員証郵送用)・ボールペン
定 20人 ※保育あり:10人(申込順)
申 各回前日の午後5時までに電話で問へ
問 ファミリー・サポート・センター事務局(☎042-438-4121)
◆子ども家庭支援センター(☎042-425-3303)

時・場
7月2日(木)・田無総合福祉センター
7月18日(土)・防災センター
※時間はいずれも午前10時～正午

ようこそとしょかんへ 7月

乳幼児～小学生を対象としたおはなし会など、いろいろな行事を行っています。お問い合わせは各図書館へ



中央 ☎042-465-0823
火～金 午前10時～午後8時
土・日・祝日 午前10時～午後6時

- おはなしおばさんのおはなし会 5日(日)午前11時
- にこにこおはなし会 2・16日(木)午前11時/1～2歳児と保護者対象
- サンサンおはなし会 19日(日)午前11時/3歳児から対象
- おはなし会 毎週木曜日午後3時30分/3歳児から対象

柳沢 ☎042-464-8240
火～金 午前10時～午後8時
土・日・祝日 午前10時～午後6時

- ちいさなおはなしひろば 3・10日(金)午前11時/1～2歳児と保護者対象
- おはなしひろば 1・8・15・22日(火)午後3時30分/3歳児から対象
- 夏やすみ・としょかんへいこう～小学生向きおはなしひろば～ 29日(火)午後3時30分/小学生対象

保谷駅前 ☎042-421-3060
火～金 午前10時～午後8時
土・日・祝日 午前10時～午後6時

- はじめてのページ 2日(木)午前11時/下保谷児童センター(下保谷児童センター共催)
- ちいさなおはなしひろば 10・24日(金)午前11時/1～2歳児と保護者対象
- おはなしひろば 10・24日(金)午後3時30分/3歳児から対象
- おはなしのへや 4・18日(土)午後3時30分/5歳児～小学3年生対象

ひばりが丘 ☎042-424-0264
火～金 午前10時～午後8時
土・日・祝日 午前10時～午後6時

- ちいさなおはなしひろば 3・24日(金)午前11時/1～2歳児と保護者対象
- おはなしひろばサタデー 4日(土)午前11時/3歳児から対象
- なつのおはなしひろば 15日(火)午後4時/3歳児から対象 ※1時間の特別版

芝久保 ☎042-465-9825
火～日 午前10時～午後6時

- おはなし会 2・9・16・23日(休)午後4時

新町分室 ☎0422-55-1783
水～土 午後1時～5時

- おはなしひろば 15日(火)午後3時30分

谷戸 ☎042-421-4545
火～日 午前10時～午後6時

- ちびっこおはなし会 1・15日(火)午前11時/1～2歳児と保護者対象
- おはなし会 8・22日(火)午後3時30分/3歳児から対象
- なつのおはなし会 29日(火)午後3時30分/3歳児から対象

休館日
6日(月)・13日(月)・21日(火)・27日(月)
※中央・保谷駅前・柳沢・ひばりが丘図書館・新町分室は、17日(金)も休館
※芝久保・谷戸図書館・新町分室は、20日(火)も休館
※新町分室は、毎週火・日曜日も休館

「一日図書館員」になってみませんか?

◆中央図書館
時 ①7月28日(火) ②31日(金)
午後1時30分～4時30分
対・定 ①小学4～6年生・6人
②小学5年生～中学生・6人

◆保谷駅前図書館
時 7月30日(木)・31日(金)
午後1時30分～4時30分
対・定 小学4～6年生・各6人

◆芝久保図書館
時 7月23日(木)
午後1時30分～4時30分
対・定 小学4～6年生・3人

◆谷戸図書館
時 7月30日(木)
午後1時30分～4時30分
対・定 小学4～6年生・4人

◆柳沢図書館
時 ①7月24日(金) ②29日(火)
午後1時30分～4時30分
対・定 ①小学5年生～中学生・6人
②小学4～6年生・6人

◆ひばりが丘図書館
時 7月28日(火)・30日(木)
午後1時30分～4時30分
対・定 小学4～6年生・各6人
申 7月1日(火)～7日(火)の開館時間中に、希望する図書館へ来館
※電話は不可。1人1館1日
※申込多数の場合、市内在住・在学の方、申込者が本人である方、初めての方を優先
※申込者全員に結果を電話で連絡します。
◆谷戸図書館(☎042-421-4545)

外国にルーツをもつ子ども達のための 日本語交流バストリップ

時 7月30日(木)午前8時30分
集合: 谷戸公民館・田無庁舎近辺[※](解散は午後3時ごろを予定)
場 東久留米落合川、コカ・コーラ工場
※雨天時: 多摩六都科学館[※]
内 水辺観察と水遊び・工場見学[※]
対 市内在住・在学の外国にルーツを持つ小学生と保護者
定 10組程度(申込多数の場合は抽選)
¥ 100円(保険料[※])
※雨天時は、多摩六都科学館の入館料が

必要となります。
持 昼食・飲み物・着替え・帽子・タオル・敷物・水遊び用の靴・ごみ袋[※]
申 7月13日(月)までに、Eメールに件名「バストリップ申し込み」・学校名・学年・住所・子どもの氏名(ふりがな)・電話番号・保護者氏名を明記し問へ
問 NPO法人西東京市多文化共生センター(NIMIC)(☎042-461-0381・✉info@nimic.jp)
◆文化振興課係(☎042-438-4040)

ミッキーとあそぼう 親子でエコダンスとリユース～夏休み～

時 7月3日(金)・10日(金)・17日(金)・24日(金)・8月21日(金)・28日(金)午前10時～11時30分
場 エコプラザ西東京 ※当日、直接会場へ
内 エコダンス・親子体操・障害物遊び・家庭で不用になった物を持ち寄り譲り合うリユース活動
対 乳幼児～小学2年生と保護者(市内在住・在勤)
定 各回25組(先着順)
持 飲み物・タオル・子ども用の名札(用意可能な方のみ)・動きやすい服装・室内履き(はだしでも可)

問 エコプラザ西東京
(☎042-421-8585)
※電話受付: 午前9時～午後5時
◆環境保全課(☎042-438-4042)



花火による事故を防ごう

夏の遊びの一つとして、線香花火やねずみ花火などのおもちゃ花火が楽しまれています。しかし「おもちゃ」といっても原料は火薬であり、危険が伴います。毎年、誤った取扱方法による事故が絶えません。花火による事故をなくすために、次のことによく注意して正しく遊びましょう。
□花火による事故を防ぐ10のポイント
①花火に書いてある注意事項をよく読んで必ず守る
②花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で使用しない
③風の強い時は、花火で遊ばない
④水の入ったバケツを必ず用意する
⑤遊び終わった花火は、必ずバケツの水につけて、残り火を完全に消す

- ⑥子どもたちだけでなく、大人と一緒に遊ぶ
 - ⑦一度にたくさんの花火に火を付けない
 - ⑧正しい位置に、正しい方法で点火する
 - ⑨吹き出し、打ち上げなどの筒もの花火は、途中で火が消えても絶対に筒をのぞかない
 - ⑩花火はほぐして遊ばない
- 問 西東京消防署(☎042-421-0119)
◆危機管理室係(☎042-438-4010)





シニアルーム

シニア世代向け情報
※市からの連絡帳コーナー
もご覧ください。

高齢者福祉電話貸与・電話料助成の新規申請が終了

固定電話回線を設置していない高齢者世帯に、電話機の貸与と電話料金の一部を助成してきましたが、平成35年度には4人に1人が65歳以上になると言われ、高齢者福祉関連経費の増加が見込まれることと、固定電話・携帯電話の普及

率を考慮した結果、新規申請は9月30日(火)で終了することとなりました。ご理解をお願いします。

◆高齢者支援課 係
(☎042-438-4028)

高齢者アパート入居者募集

- 募集住宅 高齢者アパート「第二寿荘」(向台町3-1-11)
- 募集戸数 1戸(1K)
- 入居者の決定 書類審査のうえ、申込多数の場合は抽選
- ☑ 次の全てに該当する方
 - ① 申込者と同居者が申請時に満65歳以上
 - ② 申込日現在、西東京市に引き続き2年以上住所がある
 - ③ 現に居住している住宅の立ち退き要求を受けている、または保安上・保健衛生

上劣悪な状態にあるが、自力で代替の住宅を確保できない

- ④ 所得額が月額21万4,000円以下(2人世帯の場合はお問い合わせください)
- ⑤ 1人世帯または夫婦などの2人世帯(間取りは1K)
- ⑥ 健康で、独立して日常生活を営むことができる
- ☑ 7月13日(月)～21日(火)に印鑑を持参し、都市計画課(保谷庁舎5階)へ
- ◆都市計画課 係
(☎042-438-4051)

入院期間中の紙おむつ代の助成

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

- 対象期間 3月1日～6月30日入院分
- 助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)
- ☑ 次の全てに該当する方
 - ① 入院期間(紙おむつ代請求期間)中に西東京市に住民登録をしている
 - ② 40歳以上で、対象期間に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている
 - ③ 紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
 - ④ 入院期間中に生活保護を受給していない
- 申請
時 7月10日(金)～31日(金)

場 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)

- 持 ① 介護保険被保険者証のコピー
- ② 振込先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)
- ③ 印鑑
- ④ 病院が発行した領収書のコピー
※領収書には、対象者氏名・入院期間・紙おむつ代の金額の記載が必要です。紙おむつ代の記載がないものは不可。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要になります。
※次回の申請受付は、11月に予定しています(7～10月入院分)。
- ◆高齢者支援課 係
(☎042-438-4028)

「介護保険と高齢者福祉の手引き」を全戸配布

このたび、「介護保険と高齢者福祉の手引き」の改訂版を作成しました。7月上旬から全戸配布します。4月からの介護報酬改定を踏まえ、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載していますので、ぜひご活用ください。

手引きは、高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)・各出張所・各地域包括支援センターでも配布しています。

◆高齢者支援課 係
(☎042-438-4032)

りさいくる市

時 7月5日(日)
午前9時ごろ～正午
場 田無庁舎市民広場

※環境保護のため徒歩・自転車での来場にご協力ください。
※当日、地元産野菜の販売、茶わんのリサイクル、猫の里親探し・譲渡会があります。
◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

資源物の持込回収

会場で、次の資源品を無料で回収します。受付までご持参ください。

プラスチック製品	バケツ・ポリタンク・プランター・カゴ・ごみ箱など
陶磁器食器 ※ごみ資源化市民会議主催	茶わん・皿・小鉢・湯飲み (ガラス・花瓶・土鍋・自作品は回収できません。)

「りさいくる市」フリーマーケット出店者募集

時 8月2日(日)午前9時ごろ～正午
場 エコプラザ西東京

- 出店資格 成人で市内在住の個人・団体(業としての方を除く)
- 募集区画数 43区画(1区画約3.5㎡)
- ☑ 7月10日(金)(消印有効)までに、往復はがきに参加者全員の氏名(ふりがな)、代表者の住所・年齢・電話番号、出店物(衣類・雑貨など)を明記し、〒202

ー0011泉町3-12-35ごみ減量推進課へ(応募は1世帯1通。当日の参加者による申し込みに限る。申込多数の場合は抽選)
※飲食物・動植物などの販売は不可
※出店場所の選択は不可
◆ごみ減量推進課
(☎042-438-4043)

みんなの伝言板

※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。

振り込め詐欺撃退 自動通話録音機の貸し出し

昨年、市内で発生した振り込め詐欺などの特殊詐欺は59件、被害総額は約2億3,000万円にもなり、多くは高齢者が被害に遭っています。振り込め詐欺は、高齢者が電話で犯人からの言葉巧みな話を聞くことで被害に遭う特徴があります。

こうした現状を踏まえ、市では東京都と連携して、振り込め詐欺被害を防ぐため「自動通話録音機」の無料貸し出しを開始します。この録音機は、電話機の呼び出し音が鳴る前に、発信者(犯人)に対して警告メッセージを流すことで、発信者に通話を断念させ被害を防ぐ効果が期待できます。

- ☑ 市内在住のおおむね65歳以上の方が居住する世帯
- ☑ 7月10日(金)～24日(金)(消印有効)に、申込書に必要事項を明記し、〒202-8555市役所危機管理室に郵送・ファクス・持参(防災センター5階)

- ※窓口受付：午前9時～午後5時
- ※申込書は、危機管理室で配布。東京都HP・市HPからもダウンロード可
- 貸出台数 130台
- 貸出方法など 抽選後、当選者に通知。8月3日(月)以降に危機管理室窓口で
- ※電気料金(年間323円相当)は利用者負担
- ◆危機管理室 係
(☎042-438-4010・FAX042-438-2820)



イベント NEWS もっと知ろう！楽しもう！

都立小金井公園防災イベント

7月5日(日) 正午～午後4時
都立小金井公園(小金井市関野町1・子どもの広場南側)
※当日、直接会場へ
※小雨決行・荒天中止

震災などの大規模災害発生時に、広域避難場所・大規模救出救助活動拠点となる都立小金井公園で防災イベントを実施します。いざという時に備えて参加しましょう。

内 消火器訓練・煙体験・起震車体験など
問 小金井公園サービスセンター(☎042-385-5611)
◆危機管理室(☎042-438-4010)

(仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園の整備計画についての懇談会

第2回：7月11日(土) 午前10時
※全3回開催予定
西東京いこいの森公園(パークセンター)

地区計画に基づき、ひばりが丘三丁目地内に緑地および公園の整備を行うに当たり、地域の皆さんと公園の整備について話し合う懇談会を開催します。

対 市内在住の方
定 20人程度(申込順)
申 7月10日(金)までに、電話で下記へ
◆みどり公園課(☎042-438-4045)

ピアカウンセリング

7月14日(火) 午前9時15分～10時・10時30分～11時15分
相談支援センター・えぼっく(障害者総合支援センターフレンドリー内)

小・中学生の障害児を育てている保護者が相談員となり、同じ親の立場から相談を受け、実体験をもとにアドバイスします。障害の有無を問わず、発達や行動の不安を気軽に相談できます。

定 2人(申込順)
申 電話で問へ
問 相談支援センター・えぼっく(☎042-452-0075)
◆障害福祉課(☎042-438-4034)

協働のまちづくりワークショップ

7月16日(木) 午後1時30分～4時30分
防災センター

内 第1部：講演「連携と協働による課題解決」第2部：市職員を交えてのワークショップ

対 市内の市民活動団体・企業・教育機関などで、テーマや協働に関心のある方
定 20人(申込順。1団体1人のみ)
申 7月9日(木)までに、電話・ファクス・Eメールで団体名・氏名(ふりがな)・電話番号・Eメールアドレスを添えて、問の「協働のまちづくりワークショップ」係へ
問 市民協働推進センター(☎042-497-6950・FAX042-497-6951・

☎yumecollabo@ktd.biglobe.ne.jp)
◆協働コミュニティ課(☎042-438-4046)

地域デビュー シリーズ第2弾 「美しい姿勢を保って若返り」講座～日常生活の中へ、整体術の取り入れ方～

7月18日(土) 午後1時30分～3時30分
ひばりが丘公民館

対 市内在住・在勤・在学の方
定 20人(申込順)
申 7月11日(土)までに、電話・ファクス・Eメールで、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・Eメールアドレスを添えて、問の「講座」係へ
問 市民協働推進センター(☎042-497-6950・FAX042-497-6951・
☎yumecollabo@ktd.biglobe.ne.jp)
◆協働コミュニティ課(☎042-438-4046)

犬のしつけ方教室

7月22日(水) 午後1時30分～3時30分
エコプラザ西東京

犬から信頼される飼い主になるコツが学べる入門編です。これから犬を飼うことを検討している方もぜひご参加ください。

内 犬に関する法律・犬のしつけ方の講習と実習など(飼い犬の同伴不可)
定 50人(申込順)
申 7月1日(水)～21日(火)に、電話で下記へ ※講師への質問も受け付けます。
◆環境保全課(☎042-438-4042)

夏の紙芝居スペシャル 紙芝居で見る戦争ってどんなこと？

7月25日(土) 午後2時30分～3時30分
保谷駅前公民館 ※当日、直接会場へ

内 「よみがえったすいせん」ほか
対 3歳児以上(3歳未満は保護者同伴) ※大人のみの参加も可
□公演 はとぼっぼ
◆保谷駅前図書館(☎042-421-3060)

講演会 ひきこもりの理解と対応

7月28日(火) 午後1時～3時50分
コール田無 ※当日、直接会場へ

ひきこもりに関する基本的な理解から支援の課題と展望まで、精神医学的な視点のほか、現場で支援をしている立場から、分かりやすくお話しします。
定 150人(先着順)
問 東京都精神保健福祉協議会(☎03-3762-4151内線6770)
◆障害福祉課(☎042-438-4034)

水を知るバス見学会！ 浄水場と下水処理施設

水を処理する2施設の役割を知り、水と社会のつながりを考えてみませんか。
時 8月24日(月)午前9時～午後4時30分(予定)
場 清瀬水再生センター・東村山浄水場
※全行程バスで移動。田無庁舎発着
対 市内在住の小学3年生以上と保護者
定 12組(申込多数の場合は抽選)
持 昼食
※動きやすい服装・靴でご参加ください。

申 7月15日(水)(必着)までに、往復はがき・ファクス・Eメールで、件名「バス見学会」・住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、〒202-8555市役所協働コミュニティ課へ
□企画・運営 第15回西東京市消費生活展実行委員会
◆協働コミュニティ課(☎042-438-4046・FAX042-438-2021・
☎kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp)

多摩六都科学館ナビ



大型映像「ガラパゴス」

広大な太平洋に浮かぶ神秘の楽園、ガラパゴス。独自の進化を遂げたこの島の自然の知恵と恩恵、そして生命の美しさをスクリーンいっぱいの映像で

楽しめます。
時 7月18日(土)から
①午前10時15分 ②午後3時15分(約45分)

大型映像「ダイナソートラベラーズ」

近年の研究で明かされつつある鳥類進化の道。翼竜と一緒に滑空したり、恐竜の群れとドライブしたりなど、迫

力あふれる映像で中生代を巡る旅へ！
時 7月18日(土)から
午後0時45分(約45分) ※リバイバル

□共通事項
定 各回234人(先着順)
¥観覧付入館券 大人1,000円・4歳～高校生400円
※9月1日(火)以降は上映時間が変更になり

ります。
問 多摩六都科学館(☎042-469-6100)
※7月18日(土)～8月31日(月)の入館は午後4時30分まで
※7月休館日…6日(月)・13日(月)

まちづくり市民ワークショップ

西東京市総合戦略の策定に向けて

市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて西東京市総合戦略を検討するため、市民の皆さんの市政に対する率直なお考えやご意見を伺う、まちづくり市民ワークショップ(ワールド・カフェ方式)を開催します。

時 ①8月29日(土)午後6時・9月13日(日)午後2時
②8月30日(日)午後2時・9月13日(日)午後2時
※全2回。9月13日(日)は合同開催。各回2時間30分～3時間程度を予定
場 8月29日(土)・30日(日)は防災センター、9月13日(日)は田無庁舎5階
対 市内在住・在勤・在学の18歳以上で、

①②いずれかの全日程に参加できる方
定 各35人程度(申込多数の場合は抽選)
申 7月15日(水)(必着)までに、参加申込用紙に必要事項を明記し、〒188-8666市役所企画政策課へ郵送・ファクス・Eメール・持参(田無庁舎3階)
※参加申込用紙は、両庁舎総合案内で配布。市HPからもダウンロード可
※申込者には、後日選考結果などの通知を送付
※交通費程度の謝礼あり(試行実施)
◆企画政策課(☎042-460-9800・FAX042-463-9585・☎kikaku@city.nishitokyo.lg.jp)

ロフト・サイエンス・コラム⑭

織姫と彦星の仲は？

七夕は1年に1度、織姫と彦星が会える日とされています。しかし、実際に織姫星(ベガ)と彦星(アルタイル)が近づくことはありませんね。

でもちょっと待ってください。恒星(自分で光っている星)は地球からとても遠いところにあるので、見た目上位置は変わりませんが、実は少しずつそれぞれ決まった方向へ向かって移動しているのです。これを恒星の固有運動と言います。

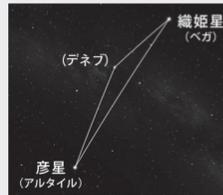
そこで、プラネタリウムを使って未来(10万年後)の空を再現し、織姫星と彦星が近づくのかシミュレーションしてみました。

その結果、なんと2つの星は時間が経つにつれて離れていったのです！しかも、どうやら織姫星の方が彦星から離れていくようです。

2人の仲は大丈夫でしょうか？どうか夜空で2つの星を見つけて見守ってあげてください。



現在の星空



10万年後の星空